

PEDAL GEEKS MEETING

"Search, Collect, Use and Create." Pedals makes our community.

PEDAL GEEKS MEETING 商標・ロゴ利用規程

第1章 利用の基本 (第1～4条)



第1条

目的

ブランド価値を守り、安心して利用できる環境を整える。



第2条

対象

正式名称・公式ロゴ・シンボルマークなど、PGMのブランド資産が対象。



第3条

利用できる方

出展者・協賛企業・メディア・参加者などが利用可能。



第4条

利用できる範囲

出展告知・参加報告・イベント紹介・SNS投稿などは原則自由。



第1条（目的） 本規程は、PEDAL GEEKS MEETING（以下「PGM」といいます。）の名称、ロゴその他ブランド資産（以下「商標等」といいます。）の適正な利用を促進し、ブランド価値を維持するとともに、利用者が安心して使用できる環境を整えることを目的とします。

第2条（対象） 本規程は、次に掲げるものに適用します。

- 1・「PEDAL GEEKS MEETING」という名称
- 2・PGM 公式ロゴ
- 3・PGM が制作したシンボルマーク、デザインその他ブランド資産
- 4・その他、PGM 実行委員会が指定するもの

第3条（利用できる方） 次の各号に該当する方は、本規程に従い商標等を利用することができます。

- 1・PGM 出展者
- 2・協賛企業
- 3・メディア関係者

4・イベント参加者

5・PGM 実行委員会が適当と認めた者

第4条（利用できる範囲） 次のような利用は、原則として自由に行うことができます。

1・出展・協賛の告知

2・イベント参加報告

3・イベント紹介

4・SNS 投稿

5・ブログ記事

6・ニュース記事

7・活動報告

8・その他、PGM との関係を事実に基づいて紹介する利用

第2章 利用のルール (第5～7条)



第5条

事前連絡が必要な利用

商品名・サービス名・イベント名や広告などへの利用は、事前に実行委員会へ連絡する。



第6条

禁止事項

ロゴの改変、誤認を招く表示、法令違反、第三者の権利侵害などは禁止。



第7条

公認制度

PGMは商品の品質保証や推薦を行う公認制度を設けていない。



第5条（事前連絡をお願いする利用） 次に掲げる利用については、事前に PGM 実行委員会へご連絡ください。

- 1・商品名への使用
- 2・サービス名への使用
- 3・イベント名への使用
- 4・広告・販促物への目立つ形での掲載
- 5・継続的なブランド利用
- 6・その他、PGM との公式な関係を想起させる利用

PGM 実行委員会は、ブランド理念との整合性を確認し、必要に応じて利用方法について協議させていただく場合があります。

第6条（禁止事項） 次の行為は禁止します。

- 1・ロゴ・商標の改変
- 2・縦横比の変更
- 3・色彩の変更
- 4・ロゴの一部のみを切り抜く行為
- 5・他のロゴ等と組み合わせ、新たなブランドであるかのように使用すること
- 6・PGM の主催・共催・公認であると誤認させる表示
- 7・法令又は公序良俗に反する利用
- 8・第三者の権利を侵害する利用
- 9・PGM の信用又はブランド価値を著しく損なう利用

10・その他、PGM 実行委員会が不適当と判断した利用

第7条（公認制度） PGM は、特定の商品又はサービスについて品質保証又は推薦を意味する「公認制度」は設けていません。また、PGM の名称又はロゴを利用したことのみをもって、PGM が当該商品又はサービスを推奨し、品質を保証し、又は共同開発したものと表示することはできません。

第3章 権利と運用 (第8～10条・附則)



第8条

利用停止

規程違反には使用中止や表示修正を要請し、必要に応じて法的措置を行う。



第9条

権利の帰属

ブランド資産の権利は各権利者に帰属し、本規程は権利譲渡やライセンス契約ではない。



第10条

規程の改定

必要に応じて規程を改定し、公式サイト等への掲載時から適用する。



附則

施行日・運営責任者

施行日と実行委員長・事務局長・連絡先を明記する。



第8条（利用停止） 本規程に違反した場合、PGM 実行委員会は、利用者に対し利用の中止又は表示の修正をお願いすることがあります。悪質な場合又は是正に依っていただけない場合には、必要に応じて法的措置を含む対応を行うことがあります。

第9条（権利の帰属） 「PEDAL GEEKS MEETING」の名称及び公式ロゴその他ブランド資産に関する権利は、それぞれの権利者に帰属します。本規程は、商標等の利用条件を定めるものであり、権利の譲渡又はライセンス契約を意味するものではありません。

第10条（規程の改定） PGM 実行委員会は、必要に応じて本規程を改定することがあります。改定後の規程は、PGM 公式ウェブサイト等に掲載した時点から適用します。

附則 本規程は、2026 年 10 月 15 日から施行します。

PEDAL GEEKS MEETING 実行委員長

Sound Project “SIVA” 代表 小澤博

PEDAL GEEKS MEETING 事務局長

グウィン・エンタープライズ/古谷周治行政書士事務所

代表 古谷周治

事務局連絡先 info@gwnn.info

※無断でこの文章のコピー、配布を禁止します。